

# 介護サービスの提供状況と施設整備の方針(案)

## <施設整備方針>

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を1施設、小規模多機能型居宅介護を1施設整備する。

### 1. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の圏域別整備

#### (1) 施設の概要・現状

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられる施設である。市内には14事業所あり、14事業所の合計定員は215人である。

現計画では、市内全域を対象に新たに1施設(定員18人)を整備することを計画した。その結果、令和4年度に六合中学校区(東町)に整備した。

なお、現計画では、六合中学校区において、別の既存施設での9床増床を計画したが、現在、未整備のままとなっている。

#### (2) 整備計画の必要性

①認知症となっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を実現するためには、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)が必要である。

②市内の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に聞き取りをしたところ、令和5年11月時点で待機者は16人であった。

③令和4年度の事業所アンケートを行った結果、2事業者から整備意向を確認した。

#### (3) 稼働率

市内の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の令和4年度の稼働率は次のとおり。全ての事業所で稼働率が90%以上となっており、新たなサービスの充実が必要である。

事業所名	稼働率(%)	事業所名	稼働率(%)
グループホーム A	100.0	グループホーム H	※ 100.9
グループホーム B	99.1	グループホーム I	98.1
グループホーム C	95.8	グループホーム J	100.0
グループホーム D	99.1	グループホーム K	94.4
グループホーム E	90.7	グループホーム L	100.0
グループホーム F	100.0	グループホーム M	99.1
グループホーム G	99.5	平均	98.2

稼働率の算出方法：年間入居者数÷年間の定員合計数

※ 同日に入退去があり1日を2人でカウントしたため100.9%となる。

#### (4) 国の方針

認知症の方が、それぞれの状況に応じて、適切な介護サービスを利用できるよう、市町村及び都道府県は、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画を適切に策定し、計画に基づいて介護サービス基盤を整備すると認知症大綱に記載されており、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)をはじめとする介護サービスの基盤整備が求められている。

#### (5) 整備予定数

市内全域を対象として、令和7年度に1施設整備する。規模は2ユニットで、定員は18人を想定する。

## 2. 小規模多機能型居宅介護の圏域別整備

### (1) 施設の概要・現状

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられる施設である。市内には8事業所あり、8事業所の合計登録定員は228人である。

現計画では、市内全域を対象に新たに1施設を整備することを計画した。その結果、令和4年度に第一中学校区（横井四丁目）に整備した。

### (2) 整備計画の必要性

- ①令和4年度に実施した高齢者実態調査の結果から、島田市では在宅の介護ニーズが高く、在宅介護を支えるサービスを展開していくことが必要である。
- ②令和5年11月に高齢者あんしんセンターにアンケートを実施したところ、6か所のセンターの内、4か所のセンターから今以上に小規模多機能型居宅介護の整備が必要との回答があった。
- ③ケアマネジャー等から、独居、認知症の高齢者が増える中、「通い」「訪問」「泊まり」の多様な介護サービスを使い、住み慣れた地域や自宅での生活を可能にして、費用負担も入所施設に比べ低額である小規模多機能型居宅介護の必要性は今後、高まっていくという意見があった。
- ④令和4年度の事業所アンケートでは、整備意向のある事業者はなかったが、第9期介護保険事業計画の重点施策として、「在宅介護サービスの充実」を掲げており、小規模多機能型居宅介護の整備を進めていく必要性は高まっている。

### (3) 利用率

市内の小規模多機能型居宅介護の令和4年度の利用率は以下のとおり。

全ての事業所で利用率が5割以上、3つの事業所で利用率が85%以上となっており、新たなサービスの充実が必要である。

事業所名	利用率 (%)	事業所名	利用率 (%)
小規模多機能型居宅介護 A	85.9	小規模多機能型居宅介護 E	58.6
小規模多機能型居宅介護 B	87.6	小規模多機能型居宅介護 F	68.7
小規模多機能型居宅介護 C	95.4	小規模多機能型居宅介護 G	54.0
小規模多機能型居宅介護 D	83.3	平均	76.0

利用率の算出方法：通い・訪問・泊まり全体の年間利用者数÷1年間の合計登録定員数

### (4) 国の方針

居宅要介護者の在宅生活を支えるための小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が必要であると第9期介護保険事業計画策定のポイントに記載されており、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの充実が求められている。

### (5) 整備予定数

市内全域を対象として、令和7年度に1施設整備する。登録定員は29人を想定する。